

林業普及指導事業の資格試験制度等に関する検討会報告書骨子

はじめに

林業普及指導事業の制度改革において、林業専門技術員、林業改良指導員の2種類の普及指導職員を一元化し、林業普及指導員を設置することから、平成17年度から新たに「林業普及指導員の資格試験」(以下「資格試験」)を実施する予定であり、本検討会において、林業普及指導員の資格試験制度、研修制度の在り方等資格・養成に関する事項について総合的に検討。

資格制度

1 資格試験制度のあり方

林業普及指導員には、高度な専門技術に関する知識を有するとともに、現場における課題解決能力を備えていることが必要。

(1) 試験の目的

資格試験は、任用の段階で林業普及指導員として必要な一定以上の資質を有する者であることを担保するために実施。

(2) 試験の難易度

試験の難易度については、現行の林業専門技術員資格試験以上のレベルを維持することが必要。

(3) 受験資格

ア 学歴要件

- ・学歴要件としての履修課程の区分を設ける必要性は認められないこと。
- ・「農林水産大臣の指定教育機関」を卒業した者について、受験資格を付与することを検討することが必要。

イ 実務経験年数

- ・比較的早い時期から普及指導職員としての経験を積んでいくことが重要なことから、現行の林業専門技術員資格試験で求める実務経験年数より短い実務経験年数を要件とすることが適当。

(4) 専門項目

普及職員の職務の範囲を特定の専門分野に固定されないよう、現行の林業専門技術員における専門項目の様な区分は設けずに、試験時に分野を選択するという方式とし、選択科目は、現行の専門項目を整理・統合したものとすることが適当。

2 試験方法について

(1) 試験方法

試験は、筆記試験、口述試験によりおこなうこと。

ア 筆記試験

審査項目	解答方式
共通科目 ・森林・林業に関する基礎的な技術・知識 ・普及指導に関する知識	択一式
選択科目 ・専門的な技術・知識、課題解決能力	択一式 小論文式

イ 口述試験

面接等の方法により、意欲、適性、森林・林業現場の課題解決能力及びコミュニケーション能力を中心に審査を行うこと。

ウ その他

林業専門技術員資格試験において実施していた書類審査については、筆記試験などで十分審査可能であることから実施しないことが適当。

(2) 出題・審査

出題・審査は、学識経験者、普及指導活動経験者等から審査委員を委嘱して行うことが適当。

3 林業改良指導員資格試験合格者の扱い

受験に必要な経験年数、試験方法については、基礎的技術や専門的技術に関する知識等を既に相当程度習得していることを考慮することが必要。

4 今後の取扱い

具体的な試験方法、試験内容、配点割合、合否基準等試験の詳細については、別途専門的な検討を行うことが必要。

研修について

1 基本的考え方

林業普及指導員に対する研修内容については、林業普及指導事業の重点課題に対応するため、専門的技術・知識の水準や普及指導能力の向上のほか、関係者との連携・調整能力の向上にも留意した研修内容とすることが必要。

また、地域の特色、現場のニーズを十分に把握した上で、それぞれの地域の問題解決に必要な能力の向上に資する内容としていくことが必要。

2 研修の種類

研修の種類としては、初めて林業普及指導員として任用される際に行う新任者研修、林業普及指導員の技術・知識レベルを一定以上に保つ一般研修、より高度な技術・知識を取得するための専門研修のほか、他の普及指導職員との情報交換や地域課題に対応するための勉強会等も重要。

3 研修方法

インターネットを利用した研修や通信研修など様々なものを用意するとともに、同様のプログラムを年に数回行うなど、研修に参加しやすい制度づくりが重要。

また、討議、演習、実習等の手法や教育機関、試験研究機関の活用や林家、先進地さらには海外への派遣・留学等を行うことが必要。

4 国と都道府県の役割分担

(1) 国段階

林業普及指導員の資質を全国的に高位平準化させるための研修等、国で統一を行うことが効果的な研修や、国段階で開発された先進技術等に関する研修を企画・実施。

また、都道府県が行う林業普及指導員研修の支援等、研修環境の整備も必要。

(2) 都道府県段階

地域において取り組むべき技術や課題解決のための研修を基本とし、国で実施した研修の内容等の他の林業普及指導員への伝達・普及研修や、都道府県の試験研究機関で開発された技術に関する研修等を企画・実施。

(3) その他

近隣の都道府県が共同で意見交換会や研修会を実施することは極めて有意義であり、国と都道府県の適切な連携のもと実施することが重要。

おわりに

今後、この基本的な考え方を踏まえ、林野庁においては資格試験制度及び研修体系の具体化が必要。また、都道府県、普及指導職員、関係機関・団体においてはそれぞれ必要となる取組みを進めることを期待。